

令和3年第4回久万高原町議会定例会

令和3年6月10日

○議事日程

令和3年6月10日午前9時28分開議

- 日程第1 議案第59号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について
- 日程第2 議案第60号 介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を尊重する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第65号 令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第67号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第10 報告第4号 令和2年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第5号 令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第6号 令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第7号 令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第8号 令和2年度久万高原町簡易水道事業会計繰越し繰越計算書について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	阪本雅彦	2番	玉井春鬼
3番	光田優	4番	瀧野志
5番	田村昭子	6番	熊代祐己
7番	高橋誠	8番	森博
9番	岡部史夫	10番	大原貴明
11番	大野良子	12番	西山清一
13番	高橋末廣		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
農業委員会事務局長	近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教育委員会事務局長	釣井好春
消防本部消防長	大野秋義		
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時28分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、議案第59号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第59号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第2、議案第60号「介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第60号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第3、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第4、議案第62号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 直接この案件についてはありませんが、マイナンバーについてお聞きをしたいと思います。

マイナンバーは便利なカードであるということは、十分理解をしておりますが、個人の全ての秘密が明らかにされる。国民の皆さん、それぞれにいろいろな事情を持っておいでるわけでありまして、そういった流れの中で、しっかりした説明責任を果たさないと、このマイナンバーに対する信用がおけないというのが、国民の皆さんのマイナンバー取得が遅れておる大きな原因じゃないのかなというふうに思います。

マイナンバーが発行されだしてから、十分、時間はたってきております。その間、行政として、マイナンバーに対する説明、このことについては十分できていないと思います。

例えば、銀行口座がオープンになったり、それぞれの資産が全部オープンになったり、それぞれの心配事はたくさんあると思います。

半面、持病であったり、急遽、救急車で運ばれたり、全く分からない人でも、マイナンバーを取得することによって、早期の病気の発見であったり、多くの利点もあるわけですが、これはどうしても、私も普及をしなければいけないと

と思いますが、そこら辺について、今の段階でのマイナンバーはどうだということについて、説明をいただきたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

現在、マイナンバーの普及に取り組んでおるわけですが、5月末現在で普及率は約32%ということで、3分の1の方に発行が終わっておるという状況です。

今後も引き続きまして、普及促進に努めると同時に、御指摘のありました件についても、広く、今後またさらに広報、ホームページ、また実際の体面による説明等を心がけて、広く周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 当初、マイナンバーが公表されてから後、段階的に銀行口座の開示であったり、いろいろなことがされてくるというふうに、我々は最初、聞きました。

それが、段階を追うてオープンにされるわけではなく、例えばマイナンバーの推進ということだけが先歩きして、今日まできたと思うのです。

その辺については、段階を追った開示というのがあったはずなので、そのところを説明してください。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

現段階、判明しておりますというか、予定されておりますのは、今年10月1日から健康保険証の代わりにマイナンバーカードが使用できるということは、はっきりしてございますが、銀行口座等については、まだまだ未定であると承知しております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 その程度のことは、私も知っておりますから。

多くの皆さんは、マイナーポイントがもらえるからマイナンバーカードを所得しようかというのが、一番大きな動機かなというふうに思うのですが、その前に、マイナンバー、非常に便利なカードだと私は思います。ですが、公開条例もありますように、これを進める以前に、しっかりとした説明責任を果たすべきだと、私は思うのですね。それは、それぞれの皆さんが、それぞれの立場と、それぞれの考え方を持っておいでる。ただ一方的に、段階が来たから進める。普及率が低いから進める。目の前にえさをぶら下げて加入をさす、そういったことだけではいけないので、担当課としたら、どこまでのマイナンバーを取得することによって、個人情報どこまで開示されるのかということ聞きよるわけです。その点を説明してください。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

個人情報の取扱いについては、十分注意をということで、徹底しておりますが、基本的に、個人情報の開示というものについて、開示はされないというふうに認識しております。

引き続き一人でも多くの方に普及するために、引き続き、個人情報の管理には徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

ここに健康保険証、それから本人確認の書類、各種証明書をコンビニで取得できる。e-Taxをもっと簡単に、便利に使用できる。行政手続がオンラインでできると。マイナンバーの安全性と書いて、マイナンバーカードの安全対策、マイナンバー制度の安全対策は、内閣府において、しっかりしたものをしておりますということなんですね。

このように、例えばオンラインということになってくると、セキュリティーの問題あたりも、今まで国の機関でも、ハッカーによって侵されて、多くの問題が暴露されたことがあると思うのですね。これが100%あるかないかといったら、うちの小さな行政レベルでは、それは分からないと。それをしっかりと、国、県と連絡を取り合いながら、絶対大丈夫ですよと。

クラウド化なり何なり、いろいろな問題があって、これは行政もセキュリティーについてはしっかりと考えてやっておいでと思うのだけれども、そのところの説明責任が果たされていないと私が言いよるんで、どこまで大丈夫なのか、その説明をきっちりしてください。

議長

(沖中住民課長を指名)

沖中課長

瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

現在、個人番号を使用するシステムにおきまして、専用回線を使用いたしまして、完全に独立しておるところがございまして、セキュリティーに対して、万全の体制で臨んでおりますが、なお今後、国、県ともさらに連携して、セキュリティーの強化を引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨日も質問させていただきました、デジタル推進といったことと、今、説明されていますマイナンバーの普及。住民から見ると、一定の関係性があるようにも思いますし、また、推進をしていく上において、メリットもあるようにも思うわけですが、今後、デジタル推進とマイナンバー普及といったことについて、お互い、連携をしながらやり合う必要があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、瀧野議員の質疑にもございましたように、マイナンバーカード、セキュリティはしっかりすれば、非常に有効な手段であるというふうに認識をいたしております。

これから岡部議員言われるように、デジタル化が進んでいく上で、それぞれの、最低限の個人情報になりますけれども、それらを日本全国で共通して利用できるということは、非常に先進的な取組もできるというふうに認識をいたしております。

マイナンバーカード、先ほど、住民課長申し上げましたように、3人に1人程度の普及にとどまっておりますけれども、現在、日曜の開庁をいたしまして、申請受付等も行っております。

その辺の取組を進めて、さらにマイナンバーカードの普及等にも努めまして、それぞれ併せて、なかなか町独自というのは、マイナンバーカードの活用というのは難しいと思うのですけれども、その辺も併せて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 いろいろ障壁もあったりするかと思うのですけれども、マイナンバーカードそのものも一つのデジタル情報でもございます。そういった意味で、住民側か

ら見たときに、これもデジタル、これもデジタルなんだな。身近なものとして感じていただく上で、デジタル推進、併せてマイナンバーカードの普及ということも相乗効果があるように思っていますので、国や県からの指導があるなしにかかわらず、この町はこの町独自の方法を模索しながら、住民のために、よりよいデジタル推進の方向性を探っていただきたいと思います。

最後に一言、よろしくお願いします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

久万高原町、御案内のとおり高齢化が進んでおる町でございます。なかなかデジタル化については、高齢者に分かりにくい側面もございますけれども、その辺りは優しく、分かりやすいように説明もさせていただいて、十分に認識していく機会もつくりながら、いろいろな面でマイナンバーカードの普及をはじめとして、デジタル化も取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。  
そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。  
お諮りします。

議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第5、議案第63号「久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を尊重する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
議案第63号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第63号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第6、議案第64号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款 項 目)

(3款 項 目)

(4款 項 目)

(6款 項 目)

(7款 項 目)

(10款 項 目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

第6款の農林水産業費、森林環境譲与税は、環境税がまだ徴収されていないわけで、いずれ一人当たりから1,000円の環境税、これは国税で徴収されて、これが森林環境譲与税に使われていくわけですが、これによって全国の森林の保全がなされていく、目的のある税であろうかというふうに思います。

これについて、はっきりとした、例えば、今は前倒しで、最初は6,700万円だったかな。次は2億3,000万円、前倒しで譲与税を使うことができた。

徴収されるようになった環境税、これがしっかりと徴収された後は、大体、どれぐらい久万高原町へ譲与税が来る予定ですか。

議 長

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

森林環境譲与税につきましては、瀧野議員が御指摘されたように、前倒しで、令和2年度で1億4,000万円の森林環境税が交付されるようになってございます。

それで、令和4年度、5年度までは、この1億4,000万円が計画的に交付されるようなことになってございます。令和7年度から正式に全額ということで、約2億円の森林環境譲与税が久万高原町に交付されるようになってございます。

これにつきましても、今現在、森林整備と、それから林業の担い手育成、また担い手の教育関係のほうにも森林環境税を割り当てて、いろいろ施策を展開しておるところではございますが、基本的にこの使い道におきましても、今後、ある程度、——金額だけでいいですか、すみません。

以上で説明を終わります。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

はっきり分からのやけれども、環境税は令和5年から、徴収されるのは。

それと、はっきり言って、一般質問でも地域林業成長産業化地域指定の問題があった。本年度で大体終了。それぞれに林業に関しては、前倒しや前向きのいろいろな施策が執行されよるわけやね。

そういった中で、成長産業化で地域指定の問題でも、5年あつという間に過ぎた。それぞれに県の補助金が1億円近くきて、それぞれの市場が整備されたり、いろいろしたのは分かるけれども、実際にどのように生かされて、それによって久万高原町の林業はどう変わっていったのか、そういった報告も全くない。

多くの問題があり過ぎるのかも分かりませんが、商社化の問題はまた後の問題として、国税である森林環境税によってどのように変わるのか、説明してください。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

森林環境税の目的は、瀧野議員のおっしゃられたように、森林整備をするために森林環境税を徴収して、国土保全に資するように、国のほうから交付される譲与税でございます。

これにつきましても、当然、目的に沿って森林の整備を行う。また、その森林の整備を行うための担い手の育成、それから林業の担い手を増やすための森林教育、こういったところに譲与税を充てていきたいというふうに考えておりますので、この譲与税を使うことによって、森林整備を継続的に行うことはできるようになります。

この久万高原町の森林を保全していくために、将来にわたって保全していくために、この税源を使って整備を進めて、また林業の担い手を育成したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 環境税は、国民の皆さんから一人1,000円ずつ取るわけやね。それを全国に、森林環境譲与税として出していくわけやけど、当初、前倒しで6,700万円、2億3,000万円というお金を突っ込んだ。これから、国税ですから、ある程度、限定された期間だけ譲与税としてくるんやろう。多分、10年かそこらの間であろうと、私は予想しておりますが。

はっきり言って、来たお金がどういうふうに生かされて、我々は全体の奉仕者であるし、町民の福祉の向上、これは我々の使命。町民のために、そのお金がどのように生かされて、実質的には、こうなりましたよということは、一切ないんやね。それが一番大事なんじゃないんですか、事業をやられる課は。

その点、ちょっと話してください。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長

瀧野議員の御質疑にお答えします。

この森林環境税の使途につきましては、国のほうから必ず公表するようにと  
いうことで、基本的には、町のホームページのほうで使途状況を、毎年公表し  
てございます。

それにつきまして、町民に対する説明があったのかということにつきまして  
は、まだ説明不足というところがあります。

ですから、できるだけ機会を捉えて、森林環境税の使い道、また今後の計画  
なども検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条  
ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

商社の問題については後からと、先ほど言いましたように、商社にする目的  
は何か。国は何を、林地の保全、これは当然、災害に強い国土をつくらないか  
ん。保存することによって、雇用が生まれたり、事業が生まれたりする。地域  
の経済の活性化。多くの目的意識を持って、この税が創設されておると思うん  
ですね。

それで、今言ったのは、いろいろな事業が実施をされておるが、単年度ごと  
に、そのことによって、どれだけ町民の福祉の向上につながったのか。今はデ  
ータの時代で、お金を使う金額は分かっておる割に、町民の皆さんのところの、  
盛り上がった、生活が少しでも楽になった。これは数字で示す以外にないんよ  
ね。

その点については、精査されていないんですか。特に今回の質疑は、新しく  
課長になられた皆さんにお願いして、私は聞きたいなというふうに思っており  
ます。

担当課長が代わるたびに、課の考え方、方針が変わったのではおかしい。だ

から、単純な質疑をさせてもらいよるんです。その辺について、簡単に答えてください。余り詳しく答えんでいいですから。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の御質疑にお答えします。

御指摘のように、データ、効果につきましては、交付した森林環境税を充当した事業の費用対効果ということで、今後、皆様に分かりやすくそのデータが示せるようなことにしたいと思います。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 6款の新たな森林管理システムの事業業務委託料の増額について、お聞きしたいのですが。

これは経済的に成り立たない林であったりとか、荒廃しているようなところを町がしっかりと管理していくということで、新たな森林管理システムということで、注目されておるような、久万高原町の林業にとっても有益な事業だと思っています。

当初予算で検討したときに、しっかりとした計画を立てて、この予算を立てられておると思うのですが、6月に177万円の増額となっておりますが、この増額の理由を教えてください。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の御質疑にお答えいたします。

今回、補正いたしました177万円につきましては、新たな森林管理システ

ムをこれから進めていくために補正したものでございます。

内容といたしましては、事務補助職員を雇用して、森林経営管理事業の事務を補助していただくために、補正をいたしました。

町内の森林を整備を進めていくためには、いろいろな、複雑で、職員の方に結構負担がかかるということで、基本的に進めていくために、職員が負担がかからないような事務を、職員補助に進めていく――

議長 着席してください。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 林業戦略課に新たに会計年度任用職員を、森林管理システムをやっていく事務員を雇用するという理解でよろしいんですか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 簡単なデータ入力等をしてもらうために、林業戦略課ではなしに、活性化センターのほうに雇用するということで考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。  
そのほか、ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入の関係で、諸収入、職員の駐車場維持管理等協力金200万円。こういう予算計上をするとですね、今までにも行政財産、可能な範囲で処分をして、そしてそこから固定資産収入も得られるんじゃないかとか、様々な、積極的な議論がありましたが、課長が代わると、途端に立ち消えになってですね、財政のほうも何かトーンダウンしてしまって、そんな話は過去のものみたいな感じ

になって、職員から駐車場料金をとろうということなんですけれども、実質、歳入を考えたときに、こんな財政の考え方で、果たしてこの町が計画的な財政運営ができるとは、ちょっと考えにくいですね。

ましてや、職員から駐車料金を取らないと、この久万高原町は財政的に非常に難しい状況になりつつあるんじゃないかと、そういった心配も町民、あるいは町外の方からも受けるかもしれません。

これ以外にとる方法がなかったのかどうか。なぜここに至ったのか、その御答弁をお願いします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

御指摘の駐車場の協力金でございますけれども、駐車場につきましては、当然、行政財産というところでございます。

行政財産というのは、町民の皆さんの全員の財産ということでございます。駐車場というのは、職員がとめて、利用はしておりますけれども、一部、町民の方の財産を使わせていただいておりますと、なろうかという考えもございます。

ただ、それだけではないわけではございますけれども、そういう気持ちも職員に持っていただくという意味もございまして、ある一定、岡部議員が言われるように、収入にも充てる必要もあるというところでございますので、今回、こういう制度を設けて、職員の方にも説明させていただいて、協力をお願いしたいということで、今回、歳入の計上というふうになったものでございます。

これにつきましては、以前から計画は進めておりまして、十分に、それぞれ内容につきまして、検討をしてきたものでございますけれども、また岡部議員が冒頭に、トーンダウンをされたというようなことでもお話しございましたけれども、決してトーンダウンというふうに私ども思っておりませんし、それぞれ普通財産等の処分については、現在も進めてきております。

それらの検討委員会等をもちまして、不要とは言いませんけれども、処分したいというふうな財産につきましては、それぞれ町民の方に公にしまして、処分をいたしてもおります。

その辺については、姿勢等は何ら変わっておりませんので、御承知おきもいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 初めて聞く人は、なるほどなと思うような話し方をされるんですが、現実  
にふるさと創生課関連で、町有観光施設の処分について、かなり積極的に踏み  
込んで議論をし、町外視察までした経緯もございます。

にもかかわらず、最近の担当部署からは、そういった声も、かけらも届かな  
い。

片一方では、財政状況が逼迫しているというお声も、職員の中から聞きます。  
町としての財政状況逼迫というのは、何を基準に逼迫、あるいは財政状況のこ  
とをお考えになっているのか、よく分かりません。

取れるところから取るというのは、余りにも能力がないのではないかなとい  
う気さえします。

そして、今なぜ、今から200円、職員から駐車料金を取るんですか。今か  
らというのはおかしいじゃないですか。当然、取らなきゃならないんだったら、  
いつから取らなきゃならなかったのか。これからも取らなくても、本当はいい  
んです。でも、取れるところから、何か財源を確保しようというパフォーマンス  
だけしようと、そういうふうにはしか私は見えません。

失礼ながら、取組自体が、本当に財政状況を踏まえて、将来設計をされてい  
るとは、ちょっと考えにくいのですが、いかがですか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、駐車料金を取っておるというふうなことで言われましたけれども、  
これは協力金でございまして、協力金をそれぞれ納めていただいておりますとい  
うことで、駐車料金ではございませんので、その点は御理解いただきたいという

ふうに思います。

財政状況の逼迫と言われましたけれども、今、基金に頼っている部分も、一部あろうかと思えます。その辺で、基金に頼らずに健全に運営できる財政というのが一番望ましいと思えますので、その辺については、十分、気をつけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

必ずしも職員から、なぜ今なのかということも言われましたけれども、なぜ今ということではなくて、それについては十分検討してまいって、今日に至ったということございまして、それぞれ職員の方にも御無理もお願いして、協力をいただいておりますという状況ではございます。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 言葉じりを捉えて言うわけではありませんが、駐車料金じゃなくて協力金だからと言われましたけれども、町に採用してもらっている職員の立場で、町が協力金を、何月何日から以降、協力金でお願いしますと言われたら、納めない職員は一人もいませんよ。それは。

総務課長、気に入らなければ納めませんか。納めると思いますよ、100人が100人。

だから、それは言葉を変えて言わないでください。協力金であろうと何であろうと、発したらみんな納めます。納めない人は一人もいないんですよ。

ですから、私が言いたいのは、町有財産、行政財産を普通財産に変えてでも、やろうとした。これが今、途絶えているんです。でも今、検討した結果が、こんな職員から協力金が、駐車料金に値するようなものを取ろうとしているんですから、いかに行政として、新たな財源を見つけることが難しいんだということ露呈して、ここまで来たかということなんですよ。

ここへ来るまでに、いろんなことが、まだ積み残しの案件がたくさんあるはずなんですよ。私は知っていますけれども。なぜ踏み込まないんですか。なぜふるさと創生課、担当課が最近になって一言も触れてないんですか。

今年に入ってからでも、1月以降からでも、その件は出ませんよ。そのうち

に担当課、担当者変わってしまいました。だからやる気がないんですよ。

こんなことで、今後の様々な財政のことを考えるととっても、本当にやる気があるかどうかは、私は分からない。もっとやる気を出してもらえませんか。  
総務課、担当課長。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

やる気を見せてくださいというふうなお話でございましたけれども、私は常にやる気を出しておるつもりでございます。

言われましたように、ふるさと創生課担当の町有観光施設の関係でございませうけれども、皆様方にお世話になりまして、昨年度、いろいろ検討をしてまいったと思います。その中で、今年、できたら1年間をかけて、十分、議論を尽くしていきたいというふうなお話だったかと思えます。

その中で、前段としまして、町の中で、町の方向性を出すために、どういうふうなところで取り組んでいくかというようなところも検討しております。

また、1月からお話がないということだと思っておりますけれども、たしか1月を越えて1回は会をさせていただいております。

その中で、いろんな貴重な御意見もいただいておりますので、それらも踏まえて、今年度、そんなに遠くない日に、また御相談もさせていただいたらというふうを考えておりますので、その節にはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 会はあっても、後戻りしたり、またゼロに戻ったり、そういう会なんですよ。だから、進んでいることは全くないんですよ。

だから、いつもそこにいらっしゃる副町長さんにもお話をしています。末端の担当課に投げるんじゃなくて、総務課あたりから、しっかりとした方向性を出して、そして各施設の処分等々を所管しているところがあれば、そこにふっていくと。

大きな議論がないのに、末端の課長レベルで、何ぼ検討会、委員会を開いても、それは結論なんかなかかなか出ないんですよ。どうしていいかわからない。全て委員会に丸投げしてしまうんですよ。どうしたらよろしいでしょうか。だから、それでは駄目なんで、これからは、やる気十分であるんだったら分かりました。数字を示してください。

今年度12月までに数字を示していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 先ほどからデータですとか、数字ですとか、そういうお話も出ておると思います。その辺は大事なことだと思いますので、ある程度、成果については、当然、御報告もさせていただいたらと思います。

ただ、12月というふうに先ほど言われたと思うんですけども、それについては、12月を日とするのか、あるいは年度末を日とするのか、その辺はあると思いますので、時々を見て、それぞれ御報告をしたらと思います。

また、財産処分については、それぞれ懸案事項もございますので、その辺については担当課と相談しながら、当然、財産、管財担当は総務課でございますので、それぞれ担当の課と相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 12月末と言ったのは、理由がありまして、当然、11月ぐらいから次年度の当初予算の編成ということもあるわけですから、だから最低でも12月まで

にその数字を出してほしいと。そうすれば、できる、できないの部分もありますが、次年度の当初予算に反映が可能だと、そういう意味で申し上げているので、それは努力目標としてやっていただきたいと思います。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 6 款の農業公園の敷地の購入、これとは関係ありませんが、農業公社、農地の保全であったり、受託業者の育成であったり、新規就農の保証人であったり、農業公社、多くの役割を担っておるわけでありますが、最近、農地を見ておりますと、担当は10万であったり20万であったり、本当に久万の農業はこれでうまくいくのかなというふうに心配をしております。

農業公社をつくった目的、農業公園の目的、多くの事業を成功裏に達成してきたというふうに思いますが、今、本当に農業の危機的な状態が生まれてきておるのかな。

担当課長として、農地が、お米が安い、この問題を解決するのはなかなか難しいかも分かりません。30キロ1袋が5,000円の時代が来ると言われております。

ですが、久万の農業を継続していくためには、これを乗り越えていかなければいけない。そのためには、農地の保存であったり、受託業者の育成であったり、これは大事な仕事であるというふうに思う。

継続するための農業に対して、新しく農業戦略課の課長となられた課長さんは、どのように対策を考えておいでですか、お聞かせをいただきたいと思ます。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

農業公園、農業久万高原、高齢化が進んでおりますので、なかなかしんどい面もあろうかと思ます。その点を踏まえて、農業公園でフォローできること

はフォローしたいと考えております。

農業公園は、農業の振興等、新規就農者の定着を図るために、離農される農家が所有している中古ハウスや、農機具等の情報収集も行いながら、新規就農者に紹介し、有効に活用したいと考えております。

また、農地については、耕作放棄地を増やさないように、稲作受託者と連携を図り、受託農地を増やしていけるよう、支援も行っていきたいと考えております。

優良農地につきましては、農業公園、研修生をはじめ新規就農者が就農地として利用することで、農地の荒廃も防ぎたいというふうに考えております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の質疑については、終わらせていただきます。

長年、農業と農協。農協は地域の総合商社として、今日まで、いろんな意味で双方が助け合ってきた組織であろうというふうに思っております。

農家においては、後継者資金であったり、農地の取得資金であったりと、近代化資金であったり。主導業務の中で、そういった資金を借りながら、農業経営に今日までいそしんできたというふうに思います。

今、農協が、大部分がこの地から撤退しようとしております。この危機的なことについて、農協との関係はどのように考えておられますか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

確かに農協との連携は重要だと思っております。農協との連携としましては、ピーマン部会、トマト部会の方々に、農協のほうの委託になるのですが、農業機械の施設の整備事業というふうな感じで、農協と連携しながら、補助なども実施しております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の農協の問題も、その程度では大変になると思いますから、今後、もう少し検討して、しっかりと考えていただきたいなど。

それと、農業、林業共にありますが、それぞれの経営に、非常に経営を圧迫しておるのは、農業機械が高い。それと、修繕が高い。これが農業、林業双方の経営の中で、非常に大変な重荷になっておる。これは関係者の皆さん、御案内のとおりであろうかというふうに思います。

私は、今の時期ですから、中古のあっせんであったり、修繕をできるだけ安くできたり、そういったことについて、担当課がどうして、しっかりと考えていかないのかなと不思議でなりません。農業、林業共にそれぞれの課長、機械に対する考え方、今後の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 確かに農業用機械、かなり高額となっております。

すみません、1点、農業機械の施設整備事業ということで御説明させていただいたのですが、違っております。農協のほうの補助事業のほうは、農産物産地化支援事業ということで、JAが実施する事業、トマト、ピーマンの部会に機械設備の購入補助ということで、実施をさせていただいております。

今後も、かなり農家とお話する限り、要望もありますので、十分に話を聞きながら、その辺、対応をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私が聞きよること、ようにチェックして、農業機械が非常に高い。イニシャルコストじゃないけど、最終的にイニシャルコストに近いぐらい、農業機械が

圧迫しとるわけやね、経営に。それをできるだけ安く買うということは、当然だろうけど、買えない人は中古。中古もレベルはいろいろある。

今、大きな企業は、農業機械、林業機械の中古を扱いよる時代。それに全く関心がないというのは、おかしいと思う。今の答弁では、全くやる気がない。

今日はテストマッチや思ってもろて、どれだけやる気があるかということを図りよるねん。しっかりと、分かる分からんじゃなしに、答弁をいただきたい。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 すみません、遅くなりました。瀧野議員の質疑にお答えします。

今年から、補助事業ではあるのですが、稲作受託者の方を対象に、中古の機会等についても、購入時に補助を出して対応するという対策もさせていただいております。

よろしく申し上げます。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の御質疑にお答えいたします。

今回、林業の機械の件でございますが、林業戦略課といたしましては、平成25年度から林業経営支援事業と申しまして、林業機械の補助を行っております。

それにつきましては、新しい機械、中古の機械問わず、補助を行ってまいっております。

毎年、2,000万円近くの予算をあげておるわけでございますが、非常に好評をいただいております、これも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

答弁は構いませんが、的が全くずれております。新品を買って、補助金を出しておりますという話を聞きよるんじゃないんで。中古についてもそうですと言いはるけど、これからの経営を考えていくと、中古をしっかりと、中古に対して考え方を改めてやっていくべきやということと、修繕費、これも結構高いですよ。ここら辺も、全く工夫がされていない。

これは答弁構いませんが、それはそれで終わります。

次の分、入っていいですね。

環境整備課、せっかくですから環境整備課の課長さんにも質疑をさせていただいたらと思います。

今、上水道、下水道3事業。上水道は、公営企業会計法の中で、企業会計になっとるんやね。今、固定資産を調べながら、下水道3事業についても、企業会計にしようとしておるわけですね。

公営企業法という法律があって、大規模のとこと、我々の町みたいに小規模のとことは全く違うわけですが、大規模の松山市みたいなどころでは、全く交付税措置はない。我々は小規模ですから、企業会計にしても交付税措置はあると。

どうして企業会計にやっていかなければいけないのか。例えば、町立病院会計、老人保健施設あけぼの、これも企業会計ですが、しっかりと経営をなさいということであろうと、私は考えておる。将来のことを考えていくと、町内広く下水道事業、それから合併浄化槽事業、普及してきておるし、マンホールポンプあたりでも、1機あたりが大方1,000万円近い。これが100機を超えて整備をされておる。

修繕では、間に合わないような状態が生まれてくると。そこら辺にしても、企業会計にしっかりと、固定資産台帳を整理して、経営について、しっかりと取り組まなければ、私はいけないと思うんですね。せっかく新しい課長になられた課長さんに、その辺のことについて、取り組む姿勢をお聞きしたいと思います。

議長

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

令和5年度から企業会計に向けての取組を、現在、行っておる途中でございます。固定資産台帳の整備を、令和2年度から発注し、現在、進めておるところでございます。

今後、先ほど瀧野議員がおっしゃったように、経営につきましても、十分、今後、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第65号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
議案第65号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思  
いますが、御異議ありませんか。  
  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することに決定い  
たしました。

議長 ここで10分間休憩をいたします。 (午前10時42分)  
  
(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時53分)

議長 日程第8、議案第66号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予  
算(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
  
(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第9、議案第67号「町営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第10、報告第4号「令和2年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

議長 日程第11、報告第5号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

議長 日程第12、報告第6号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第6号を終わります。

議長 日程第13、報告第7号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計繰越明  
許費繰越計算書について」を議題といたします。  
提出者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第7号を終わります。

議長 日程第14、報告第8号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計繰越し繰  
越計算書について」を議題といたします。  
提出者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第8号を終わります。

議長 日程第15、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することと決定しました。

議長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、6月18日の本会議で委員長の報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会いたします。

(午前11時09分)

なお、6月11日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、終了後に、産業建設常任委員会を、町民館2階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、6月18日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員